

監査委員公告

平成17年10月17日付け 441-110及び平成17年11月10日付け 441-132の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、宮崎県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条 第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年 4月10日

宮崎県監査委員	川	崎	浩	康
宮崎県監査委員	矢	野	政	男
宮崎県監査委員	蓬	原	正	三
宮崎県監査委員	野	辺	修	光

1 宮崎県税事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

自動車税分室の行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものがあった。

(2) 措置の内容

行政財産使用料の調定期限については、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に基づき適正に処理するように周知徹底し、チェック体制を強化した。

2 児童家庭課

(1) 監査の結果に関する報告事項

児童扶養手当返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

児童扶養手当返還金については、公的年金の受給や婚姻等により、手当の受給資格を失うこととなった場合の受給者本人からの届出の遅れにより発生するものであり、町村の協力を得た新たな返還金の発生防止、「児童扶養手当管理員」を中心とした返納指導に取り組んでいるが、債務者の経済基盤の脆弱さもあり、収入未済額の解消に結びついていない。このため、下記の対策について、更に徹底を図り、収入促進等に努めていく。

町村窓口での、新規の認定請求者や受給者に対するリーフレットの配布、説明により、受給資格を失った際の速やかな届出義務履行の周知徹底を図るとともに、町村と連携して、早期（手当の定期支払日（4月・8月・12月）前）の資格喪失者の把握に努める。

債務者に対し、督促や計画的な返納指導（電話・訪問）を実施するとともに、債務者の生活実態を踏まえ、必要に応じ、分割納入の措置をとるなど、きめ細かな対応を行う。

連絡不能となった債務者に対する公簿等調査や、長期未納者に対する債務承認書の徴取等による適正な債権管理に努める。

3 児童家庭課

(1) 監査の結果に関する報告事項

里親会育成強化事業補助金の交付事務について、交付決定事務が大幅に遅れてなされていた。

(2) 措置の内容

補助金事務の執行状況等の確認が不十分であったことが要因であったことから、年間スケジュール表により、執行状況を十分に確認することとした。

4 県立病院課

(1) 監査の結果に関する報告事項

時間外勤務手当について、支給不足となっているものが散見された。

(2) 措置の内容

週休日に出張命令を受けた者について、時間外勤務手当が支給されていなかったものであるが、平成17年11月に当該職員に支給した。

5 中央福祉相談センター、北・西諸県福祉事務所、東臼杵福祉事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

母子福祉資金貸付金の収入未済については、定期的開催する対策会議等における検討結果を踏まえ、組織的な償還指導を行っているところであるが、厳しい社会経済情勢の中、不安定な就労状況等脆弱な生活基盤にあることから、償還が困難となっている滞納者も多く、その解消に結びついていない状況にある。このため、引き続き、職員及び母子自立支援員を中心として、下記の対策に一層積極的に取り組み、保証人への対応も含め、ケースに応じたきめ細かな指導等により、収入促進に努めていく。

貸付に際しての本人及び保証人への面接等により、制度の趣旨徹底、償還意識の高揚を図り、滞納発生の未然防止に努める。

滞納者の実態把握と、償還指導の進行管理の徹底を図る。

償還期間到来前の連絡を実施し、債務者に償還計画の再認識を促し、併せて、口座振替償還の推奨を図る。

滞納発生初期において、重点的な償還指導を実施する。

償還指導強化月間（8月・12月・3月）を中心として、夜間の償還指導等に努める。

督促、催告の実施と併せ、長期滞納者からの誓約書の徴取等により、適正な債権管理に努める。

6 中央福祉相談センター、都城児童相談所、延岡児童相談所

(1) 監査の結果に関する報告事項

児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

児童保護費負担金の徴収については、対策会議を開催し、滞納状況を分析・検討するとともに、未収金徴収強化月間を設定し、保護者への重点的な納入指導を行い、収入未済額の解消に取り組んでいる。

今後とも、下記の対策について、一層の徹底を図り、収入促進に努めていく。

施設入所に際して児童の保護者に制度の趣旨を十分説明し理解させ、納入意識の高揚を図り、未収金の発生を防止する。

「福祉保健部未収金予防・収納促進要領」に基づき、未収金の発生を防止し、個々のケースに応じた細やかな対応を図り、徴収に努めていく。

未納者に対しては、文書と電話による催告を継続して行う。また、未収金徴収強化月間を設け、期間中家庭訪問等により事態把握を行い、納入が困難な家庭については、分割納入を図るとともに、誓約書を徴し時効中断の措置を講じる。

7 児湯福祉事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

生活保護費返還金については、厳しい経済情勢のもと、すでに返還金を消費している世帯、全額一括納入が困難な世帯も発生しており、収入未済の解消に結びついていない状況にある。被保護者に対しては、日頃から返還金の納入義務意識の徹底を図り、未収金の発生防止に努めていくとともに、収入未済の解消については、滞納者に対して定期的、重点的な納入指導を行い、下記の各対策に積極的に取り組んでいく。

定期的な未収金対策会議を開催し、実態把握に努め、債権管理を徹底する。

少額な返還金については、早期・集中的な督促、納入指導

を行う。

債務者死亡、行方不明者については、相続者等の居所把握を行い、文書による督促を実施してきたが、今後も一層対策を強化する。

未納者に対する督促状の送付と併せて、地区担当員による納入指導を徹底する。

8 中央保健所

(1) 監査の結果に関する報告事項

健康調査表データ入力業務委託について、変更契約書による変更契約の締結がなされていなかった。

(2) 措置の内容

事務局監査終了後、直ちに変更契約を締結した。今後、契約内容の変更が発生した場合には、変更契約の締結漏れがないようにする等、契約事務に遺漏のないよう万全を期する。

9 中央保健所

(1) 監査の結果に関する報告事項

昇降機保守点検業務委託について、検査調書が作成されていなかった。

(2) 措置の内容

事務局監査後、直ちに作成した。今後、年度末の検査調書作成時には十分注意して作成漏れがないようにする等、精算事務に遺漏のないよう万全を期する。

10 高千穂保健所

(1) 監査の結果に関する報告事項

単身赴任者の旅費宿泊料について、必要な調整がされておらず、過払いとなっているものが散見された。

(2) 措置の内容

必要な旅費調整の後、戻入処理を行い、平成17年6月9日までに全て完了した。今後は確認を徹底する。

11 高千穂保健所

(1) 監査の結果に関する報告事項

予算執行伺の金額を超えて予算を執行しているものがあった。

(2) 措置の内容

予算執行伺の見直しを行う等、適正な予算の執行を行うこととし、今後は確認を徹底する。

12 延岡児童相談所

(1) 監査の結果に関する報告事項

虐待防止研究会参加費について、開催者に支払うべきところを出席者（非常勤職員）に支払っていた。

(2) 措置の内容

参加費は非常勤職員が研究会当日、会場にて支払い、精算を完了している。今後、適正な事務処理を実施するよう、所内のチェック体制の強化を図った。

13 県立宮崎病院

(1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、支給不足となっているものがあった。

(2) 措置の内容

直ちに支給漏れとなっていた期間及び金額について確認を行うとともに、給与管理者へ報告し、支給不足分を平成17年7月に当該職員に支給した。

14 県立日南病院

(1) 監査の結果に関する報告事項

個人負担分の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

近年の景気低迷、雇用情勢の悪化などにより、国保税滞納や失業等に伴い無保険状態となり、生活に困窮して医療費が払えない患者等が増え、個人負担分の医業未収金が増加している。

そのような状況にあって、平成16年4月から未収金徴収員（非常勤）を配置し、臨戸訪問、電話催告などを通じ、滞納者の実態調査等による未収金徴収業務をこれまで以上に機動的、効果的に実施しているところである。さらに、来院時に面接などを積極的に実施し、支払意識の高揚に努めている。

また、納入催告に応じない悪質な滞納者に対しては、厳しい対応で臨むとともに、連帯保証人に対しても督促を行うなど、あらゆる方法を講じて未収金回収に努力している。

さらには、看護師長を中心メンバーとする未収金対策検討部会において、発生防止策や早期回収の方策を検討するなど、院内職員が連携して未収金対策に取り組んでいるところである。

今後とも、院内をはじめ関係機関との連携を一層深めながら、支払困難な患者に対しては、各種公的福祉制度等の活用を勧めたり、分割払い等による支払方法の相談を行うなど、未収金発生の未然防止にも取り組んでいくこととしている。

15 県立延岡病院

(1) 監査の結果に関する報告事項

個人負担分の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

発生防止策として、入院時の連帯保証人、未納退院者からの納付期限記載の納付誓約書の徴収に加え、未納受診者には通院

時や再入院時に、本人や家族と面談するなどして納入督促を行っている。

また、収納促進対策として、未収金徴収員（非常勤）を平成16年4月から配置し、臨戸訪問を強化するとともに、随時の電話催告、高額未納者に対する分割納入指導のほか、催告に応じない者に対する連帯保証人への協力依頼や少額未納金の直接徴収等を行っている。

また、納入を容易にするための支払制度の検討も進めることとしている。

今後とも、臨戸訪問等など積極的な収納促進対策を講じるとともに未然防止に努めていく。

16 県立延岡病院

(1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、過払いとなっているものがあった。

(2) 措置の内容

1ヶ月未満の傷病休暇が提出された職員について、さらに傷病休暇が延長されたことから通勤手当の支給停止の対象となったが、支給停止報告書の提出を行っていなかったものである。指摘後、直ちに本人に対する戻入手続きを行い、平成17年6月15日に戻入済みである。

17 新産業支援課

(1) 監査の結果に関する報告事項

資金前渡の精算について、著しく戻入時期の遅れているものがあった。資金前渡職員は、財務規則等に定められた納入期限内に精算戻入を完了させる責務がある。

(2) 措置の内容

資金前渡職員の責務について財務規則等に定められた処理を再確認し、職員に指導徹底するとともに、精算完了の確認手続を明確化し、支出事務の適正化の措置を講じた。

18 西諸県農林振興局

(1) 監査の結果に関する報告事項

大平山県有林の普通財産貸付料について、調定の時期が遅れているものがあった。

(2) 措置の内容

調定の事務処理について、職場全体に周知徹底を図った。今後は、貸付台帳等の確認を徹底し、適切な事務処理に努める。

19 河川課

(1) 監査の結果に関する報告事項

雑入（座礁船撤去費用）について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

座礁船撤去費用として、船舶所有者（シンガポール）に対して納付命令・請求を行った。

督促後も、納付の確認がとれない状況であったので、相手方の資産等調査を実施したところ、財産差押等の滞納処分を行える資産がないことが判明した。

今後は、滞納者の自発的な納付を促すための催告を繰り返し行い、ねばり強く収入確保に向けて努力する。

20 宮崎土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

県営住宅管理事業業務委託について、検査調査が作成されていないかった。

(2) 措置の内容

検査の結果に基づき検査調書を作成した。今後、財務規則に基づき適正な処理に努める。

21 串間土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

道路占用料について、調定額の算定を誤り、収納不足となっているものが見受けられた。

(2) 措置の内容

指摘があった事項については正しい算定額で調定を行い、不足分を収納した。今後、このような誤りがおこらないよう事務処理を行う。

22 延岡土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

県営住宅使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

全ての滞納者一人ひとりに対する電話や住宅訪問の回数を増やす等、日常の納付指導を強化した。さらに、高額滞納者等については、納付誓約書を提出させ、計画的納付を指導した。

23 企業局

(1) 監査の結果に関する報告事項

一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものがあった。

(2) 措置の内容

貸付財産確認のための一覧表の様式を見直し、調定期期の確認を徹底するとともに、財務会計システム出力帳票により、調定・収入の状況を毎月確認するなど、調定・収入事務に漏れがないようチェック体制の強化を図った。